

シルバー人材センターの団体傷害保険と賠償責任保険

センターの仕事で万が一ケガにあった場合

I 団体傷害保険

医師の治療を受けてください。

この場合、各自の健康保険証を使っていただくことになります。

会員はセンターや発注者との間に雇用関係はなく、センターから提供された仕事に就業する場合、労働関係の諸規定や労働災害保険は適用されません。

したがって、センターでは、会員が安心して就業できるようにシルバー人材センターでは団体傷害保険と賠償責任保険に加入しており、就業先と往復時や就業中でのケガ、事故に遭ったときはそれらの保険で対処します。

もし、ケガをしたり、事故にあわれた場合は速やかに事務局まで連絡してください。報告が遅くなると、保険請求ができなくなることがあります。

また、これらの保険は、国の示した額による統一的な保険金としておりますので、増額したいときは、個人で一般傷害保険に加入するようお願いします。

傷害保険の適用となる条件

- ① 就業中の事故（ただし、自宅作業中は除く）
- ② 仕事場への往復中の事故（ただし、通常の経路を外れた場合は除く）
- ③ 総会、理事会、就業に関する講習会など、センターが主催する会に参加中及びこの往復中の事故（ただし、通常の経路を外れた場合は除く）

支払われる保険金の種類

保険金の種類	保 険 金 額	保 険 給 付 対 象
死亡保険金	900万円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合。
後遺障害保険	死亡保険金の3%～100%	事故日から180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合。
入院保険金	日 額 3,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合。（ただし180日を限度）
通院保険金	日 額 2,000円	事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院し、就業不能のとき。 （ただし90日を限度）

II 賠償責任保険

各種就業の際に、他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償が生じた場合に、その損害を補填します。